

議案第 77 号

海老名市海老名駅西口特定公共施設設置条例の一部改正について

海老名市海老名駅西口特定公共施設設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 28 年 12 月 1 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

海老名駅西口土地区画整理事業の換地処分により当該事業の区域の地番が確定したことに伴い、海老名駅西口特定公共施設の位置の表示を改めるため

海老名市海老名駅西口特定公共施設設置条例の一部を改正する条例

海老名市海老名駅西口特定公共施設設置条例（平成２７年条例第１８号）の一部を次のように改正する。

第２条を次のように改める。

（名称、設置目的及び位置）

第２条 西口特定公共施設の名称、それぞれの設置目的及び位置は次のとおりとする。

名 称	設置目的	位 置
海老名駅西口中心広場	交通の拠点として一般車の乗降（タクシーの降車を含む。）の用に供するとともに、まちのにぎわい創出のために各種イベントの用に供する。	海老名市扇町118番
海老名駅西口プロムナード	歩行者の散策及び休憩の利用に供するとともに、まちのにぎわい創出のために各種イベントの用に供する。	海老名市扇町121番、122番、126番、127番及び128番
海老名駅西口バス乗降場	路線バス及びコミュニティバスの待合及び乗降の用に供する。	海老名市扇町119番
海老名駅西口タクシー乗降場	タクシーの待合及び乗降の用に供する。	海老名市扇町120番

別図を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。